

第5部 - 第5 健康づくりの推進

基本的な考え方

少子・高齢社会において、活力ある地域社会を実現するためには、病気そのものを減らし、認知症や寝たきりにならない状態で、なおかつ、生きがいを持って生活できる期間として、いわゆる「健康寿命」を延ばしていくことが重要です。そのために、疾病の早期発見、早期治療に重点を置いた二次的な予防に関する施策に加えて、良い生活習慣を身につけ健康をより増進し、発病を予防する「一次予防」にも重点を置く対策を推進する必要があります。

平成15年5月から、健康増進法が施行され、国・自治体は、健康増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供に努めることとなりました。平成15年6月に策定し、平成18年3月に改定された、「健康・福祉総合計画2010(改定)」では、健康な地域づくりの推進、疾病予防の推進、母子保健・医療等の推進を柱とした、健康づくりの施策の充実を図ることとしています。

平成16年12月に市民会議からの提言を受け、市民の一人ひとりが、身体や心が健やかで、肉体的、精神的、社会的に調和のとれた状態、真の健康になることをめざし、具体的で分かりやすい健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」を平成17年6月に策定しました。また、この目標に基づき、市内を気軽に歩いて身体を動かすきっかけになるよう、地区別の「健康マップみたか」を作成し、平成18年には市内の公園にストレッチ器具を設置しました。今後も健康づくりにおける運動や食育の推進等、目標に基づく事業の推進を図ります。

このようなことから、地域保健の拠点となる総合保健センターの機能強化を進めるとともに、保健所の再編成に伴い、広域的・専門的な保健事業を行うこととなった保健所と密接な連携を図り、地域住民のさまざまなニーズに合った保健サービスを提供していき、地域での健康づくり事業を支援します。また、平成20年度からは従来の治療から予防に重点を移した特定健康診査、特定保健指導の実施により内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防を推進するとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、各種の健康診査やがん検診などによる総合的な健康・福祉サービスの提供に努め、健康な地域づくりを推進します。

市民の心の健康についても施策を充実し、特に育児不安や虐待などへの対応として、親の心のケアなどの支援を強化します。

精神障がい者に係る精神保健福祉相談(一般相談)については、保健所や関係機関と連携をとりながら進めていきます。

まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
健康づくり事業への参加者数	7,522人	5,264人	6,865人	10,000人

市の健康づくり事業(保健栄養相談、講師派遣事業等10事業)への参加者数の推移をもとにした指標です。市民の健康を保健の立場から守ることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
特定健康診査の実施率(%)	—	—	—	52%
特定保健指導の実施率(%)	—	—	—	33%

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の指標です。

目標値(平成22年)については、「特定健康診査等実施計画」とあわせ、今後、確定を図ります。

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
各種がん検診受診者数	—	—	7,936人	17,500人

三大疾病の一つであるがんの早期発見、早期治療を図るための検診受診者数の向上をめざすための指標です。

施策・主な事業の体系

1 計画の策定

(1)「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進	「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(2)「特定健康診査等実施計画」の策定と推進	「特定健康診査等実施計画」の策定と推進

2 相談機能の充実

(1)健康づくりに関する相談機能の充実	健康・保健に関する総合的な相談の充実
	介護予防に関する相談事業等の推進
	母子保健に関する相談事業の推進 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)

3 保健・医療・福祉の総合的なサービスの実施

(1)保健・医療・福祉の連携	医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、社会福祉事業団、保健所などとの連携 休日医科歯科・小児平日準夜間診療の推進
(2)総合保健センターの機能強化	地域保健の拠点としての機能強化
	「性と生殖に関する健康・権利」の普及・啓発 (「第1部 - 第3 男女平等社会の実現」参照) 心の健康づくり(メンタルヘルスケア)の推進
(3)保健サービス情報提供システムの推進	健診・検診申し込み受付等インターネットの活用
(4)精神保健福祉体制の整備	精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進 (「第5部 - 第3 障がい者福祉の充実」参照)
(5)近隣自治体との連携強化	隣接自治体との連携の拡大の検討

4 健康な地域づくりの推進

(1)市民参加による健康な地域づくり活動の推進	健康づくり目標の推進
	健康づくりにおける食育の推進
	自主グループ等での市民の手による健康づくり支援
	「健康寿命」延伸のための生きがいづくり
(2)健康な地域づくりのための環境整備	住民協議会との健康づくり事業の推進
	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進
	ボランティアの育成
(3)スポーツ活動の推進	市民スポーツ活動の推進 (「第7部 - 第2 市民スポーツ活動の推進」参照)

5 疾病・介護予防の推進

(1)生活習慣病予防事業の推進	健康診査等による生活習慣病予防の推進
	がん検診受診率の向上
	骨粗しょう症予防事業の推進
	健康教育の推進と学校教育との連携
(2)介護予防・自立支援事業の推進	介護予防健康づくりの推進
	介護老人保健施設の運営の充実支援

6 母子保健・医療等の推進

(1) 母子保健・医療等の推進	母子保健・医療等の推進 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)
-----------------	--

主要事業（示しています）

1 - (2) - 「特定健康診査等実施計画」の策定と推進

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための健診及び保健指導の実施が義務づけられました。これに伴い、5年を一期とする実施計画を策定し、健診・指導の充実を進めます。

(市・市民・関係機関)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「特定健康診査等実施計画」の策定・推進	推進		策定	推進		

3 - (2) - 地域保健の拠点としての機能強化

総合保健センターを地域保健の拠点として、市民に身近な基本的、直接的サービスの提供を行います。また、専門職が中心となり市民の健康増進に努めるとともに、保健所、地域包括支援センター等との連携、ネットワーク化を進め、市民の健康・福祉の向上を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
地域保健の拠点としての機能強化	機能強化の推進	実施	推進			

4 - (1) - 健康づくり目標の推進

平成17年6月に策定した、市民の健康の保持及び増進を目的とする、市独自の健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」に基づき、市民と協働して具体的事業の検討などを進めていきます。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
健康づくり目標の推進	健康づくり目標の推進	策定・推進	推進			

4 - (2) - 住民協議会との健康づくり事業の推進

コミュニティ住区における地域福祉活動の連携や、住民協議会との協働による、地域での介護予防、健康づくり事業等について、その推進者の養成を含め一層の推進を図ります。さらに個人の健康づくりを支える地域づくりは、もっとも重要であることから、その中心的役割を担う住民協議会と住区内の企業・商店会や職域団体と連携した健康な地域づくりを関係機関と協議し、推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
住民協議会との健康づくり事業の推進	推進	実施	推 進			→

5 - (1) - 健康診査等による生活習慣病予防の推進

特定健康診査で指導等が必要になった方に対し、生活習慣改善のための保健指導を行い、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防を図ります。また、若年健診や歯周疾患検診、健康相談事業等を通して疾病予防など市民の健康保持増進を図ります。さらに、健診(検診)は受診することが目的ではなく、自らの健康づくり(健康寿命の延伸)のためのひとつの手段として捉え、健診(検診)の受診者意識の向上を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
健康診査等による生活習慣病予防の推進	推進	実施	推 進			→

5 - (1) - がん検診受診率の向上

平成18年6月に「がん対策基本法」が制定されたことを受けて、がんの早期発見・早期治療を目標に対策の一層の充実を図るためにがん対策の総合的・計画的推進を図ります。受診者枠の拡大など受診率向上のための指針を検討し、従前実施してきた5つのがん検診の受診促進に取り組みます。

(市・市民・関係機関・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
がん検診受診率の向上	受診者数の向上	実施	推 進			→

新規・拡充事業等 (示しています)

4 - (1) - 健康づくりにおける食育の推進

市と市民の協働で策定した健康づくり目標「市民も地域も健康みたか2010」に基づき、栄養・食生活の分野において今後も食育の推進を図ります。

(市・市民・関係機関)